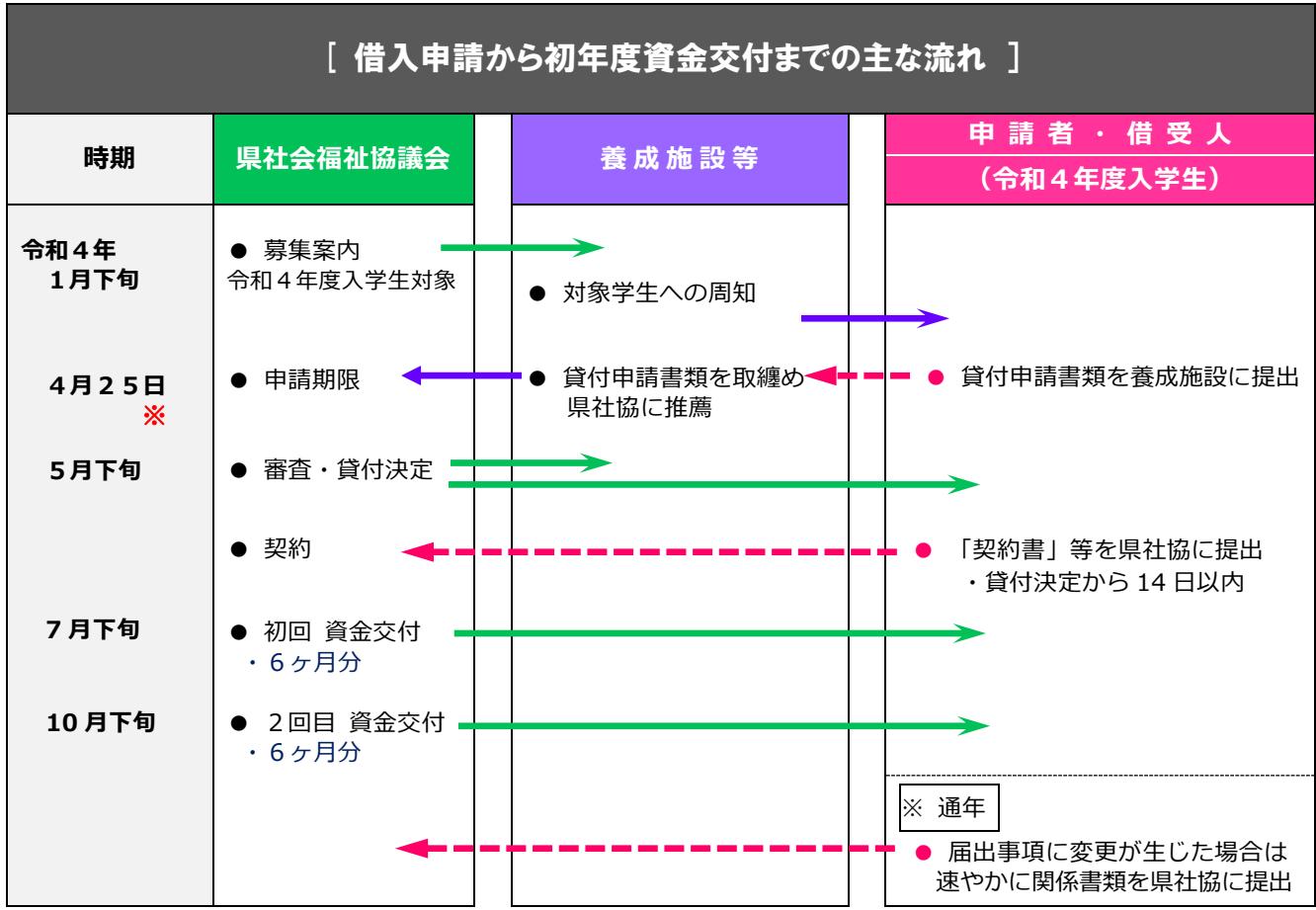
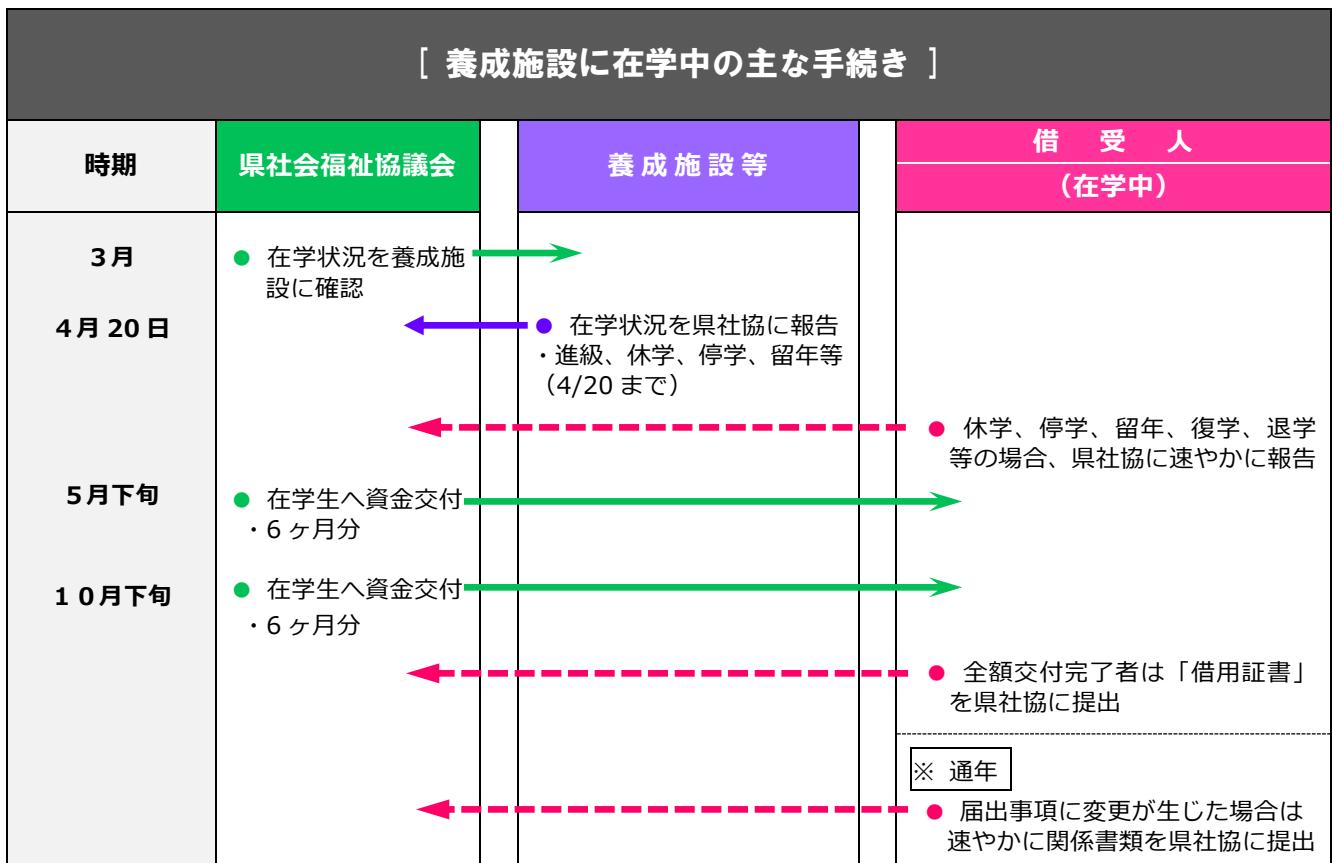


## 〈 保育士修学資金 〉 主な手続きの流れ



※ 予算状況により貸付けを受けられない場合があります。

● 留年・退学などの在学中の状況によっては、契約を解除することができます。

## [ 養成施設 卒業時の主な手続き ]

時期	県社会福祉協議会	養成施設等	借受人 (卒業時)
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業状況等について養成施設に確認を依頼</li> <li>卒業状況等の報告を借受人に依頼</li> </ul>	→	
4月20日		← ● 卒業状況等を県社協に報告 (4/20まで)	
4月20日		← [保育士業務に従事した場合] ・卒業届、保育士登録届、従事届、返還猶予申請 等 (4/20まで)	● 卒業状況等を県社協に報告
4月20日		← [保育士業務に従事しない場合] ・返還計画申請 (4/20まで)	
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>借受人の卒業後の状況に応じ返還猶予の承認又は返還開始を通知</li> </ul>	→	



## [保育士業務従事期間中の主な手続き] 及び [従事期間満了時の返還免除申請手続き]

時期	県社会福祉協議会	借受人 (保育士業務従事期間)
4月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「従事状況報告書」により従事期間を加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「従事状況報告書」を県社協に提出(4/20まで) ・10/1～3/31の従事状況を報告</li> </ul>
10月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「従事状況報告書」により従事期間を加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「従事状況報告書」を県社協に提出(10/20まで) ・4/1～9/30の従事状況を報告</li> </ul>
	★ 従事期間を確認後、「返還免除」を借受人及び連帯保証人に通知 ※借受人には「借用証書」を返却	<p>★ 返還免除となるための5年間の従事期間満了時に「返還免除申請書」を県社協に提出 (中高年離職者、過疎地域従事者は3年間の従事)</p> <p>※ 通年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出事項に変更が生じた場合は、速やかに関係書類を県社協に提出 (例) 産休・育休による猶予申請 退職による返還開始 等</li> </ul>

● 従事期間が返還免除要件の5年間に至るまでの期間は、毎年2回「従事状況報告書」の提出が必要です。